

# 平成24年度 第1回江別市自治基本条例検討委員会

## <次 第>

日 時 : 平成24年8月28日(火) 9時30分から

場 所 : 公 室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 市長挨拶
4. 委員の紹介
5. 委員会設置の趣旨
6. 委員長・副委員長の選出
7. 協議事項
  - (1) 江別市自治基本条例の各条項に基づいた取り組み状況について
  - (2) 市民アンケート結果について
  - (3) 委員会の進め方について
8. その他
9. 閉 会

江別市自治基本条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年4月23日

江別市長 三好 昇

### 江別市自治基本条例検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 江別市自治基本条例（平成21年条例第22号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の所期の目的の達成状況等を検討するため、江別市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、社会情勢の変化等を考慮し、基本条例の各条項の規定に基づく運用状況について評価及び検討を行い、市長に提言するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部政策調整課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

# 江別市自治基本条例検討委員会について(案)

## 目的

条例第29条の規定に基づき市民の視点により、まちづくりの最高規範として条例の所期の目的の達成状況等を検証し、見直しの必要性等を検討する

## 時期

平成24年8月～平成25年1月末報告  
(月1回程度の日中又は6時以降に開催予定)

## 検討内容

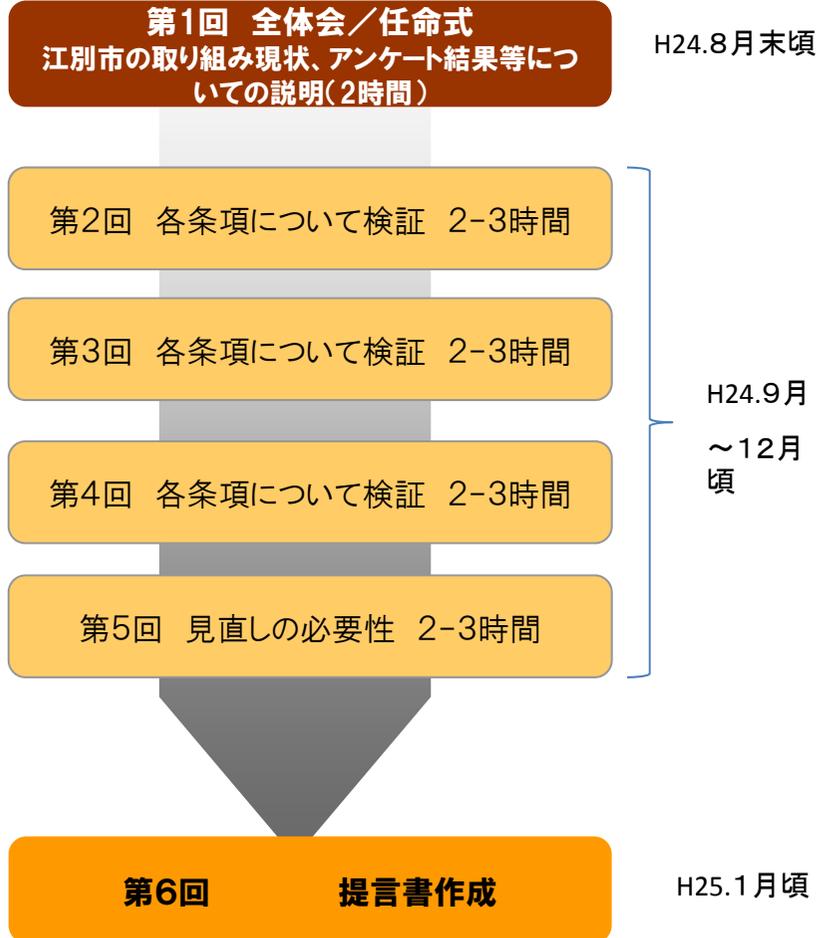
- ①条例の妥当性(現状評価と課題を抽出)
- ②条例の方向性(見直す必要性の有無)

市民アンケート結果や各条項に基づいた取り組み状況の資料等を用いて検討を進め、市に提言書を提出する。

## 構成

委員長 1名  
副委員長 1名  
委員 4～5名：学識者・有識者・公募委員等で構成

## 進め方



## 【自治基本条例主な取り組み状況一覧】

条 項	主な取り組み状況
第1章 総則(第1条～第5条) <b>第1条 目的</b>	
第2章 市民 <b>第6条 市民の権利</b> 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、街づくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。 <b>第7条 市民の責務</b> 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性および自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 <b>第8条 事業者の責務</b> 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	【省略】  ・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出(H22年度 17人34件、H23年度44人119件) ・出前講座の利用による情報の取得(H23年度 32回1,230人 他防災関連77回4,295人) ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加  ・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20)
第3章 議会及び議員 <b>第9条 議会の役割と責務</b> 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。 <b>第10条 議員の責務</b> 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。	・議会だよりによる情報提供(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24第2回定例会～)  ・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中 ・一般質問における一問一答方式の導入(H24第2回定例会～)
第4章 市長及び職員 <b>第11条 市長の役割と責務</b> 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。 <b>第12条 職員の役割と責務</b> 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。	・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施  ・職員への啓発(自治基本条例のDB化・啓発記事掲載) ・職員向け研修会の開催(H21年度 46人)

【自治基本条例主な取り組み状況一覧】

条 項	主な取り組み状況
<p><b>第5章 行政運営</b></p>	
<p><b>第13条 総合計画</b>            市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。            2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。            3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。            4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討</li> <li>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～)</li> </ul>
<p><b>第14条 財政運営</b>            市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。            2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～)</li> <li>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</li> <li>・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から)</li> </ul>
<p><b>第15条 行政評価</b>            市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。            2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～)</li> <li>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～)</li> </ul>
<p><b>第16条 政策法務</b>            市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務基礎研修を実施</li> </ul>
<p><b>第17条 危機管理・防災</b>            市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。            2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練や避難所運営訓練等の実施</li> <li>・災害対応物品の整備</li> <li>・応急給水訓練の実施</li> <li>・北海道下水道対策会議への参加</li> </ul>
<p><b>第18条 行政手続</b>            市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。            2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例に規定(H10年施行)</li> </ul>
<p><b>第19条 外部監査</b>            市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施なし</li> </ul>
<p><b>第20条 公益通報</b>            市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護に関し、必要な事項を要綱で定めている。(H20～) (内部通報及び外部通報受付窓口設置)</li> </ul>

【自治基本条例主な取り組み状況一覧】

条 項	主な取り組み状況
<p>第6章 情報共有の推進</p>	
<p><b>第21条 情報共有</b>            市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。            2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。            3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～)</li> <li>・広報えべつ発行</li> <li>・出前講座などによる情報提供</li> <li>・リーフレットやパンフレットの発行</li> <li>・市民が傍聴できる会議等をHPで公表</li> </ul>
<p><b>第22条 情報公開</b>            市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。            2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用(H22年度 23件、H23年度 19件)</li> <li>・審議会等に関する会議の公開</li> </ul>
<p><b>第23条 個人情報の保護</b>            市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。            2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例(H14年施行)</li> <li>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発(内部)</li> </ul>
<p>第7章 市民参加・協働の推進</p>	
<p><b>第24条 市民参加の推進</b>            市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。            2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。            3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。            4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。            5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続要綱の制定・運用(H22～)</li> <li>・付属機関等における公募委員の導入</li> <li>・アンケートの実施</li> <li>・市民説明会の実施</li> <li>・市民参加による公園づくり事業(H15～)</li> </ul>
<p><b>第25条 市民協働の推進</b>            市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。            2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。            3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。            4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動への支援</li> <li>・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>【協働事例 H22:127件、H23:139件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり活動支援事業</li> <li>【実施事業件数 H22:5団体 H23:5団体】</li> <li>・市民活動活性化促進事業</li> </ul> </div>
<p>第8章 住民投票</p>	
<p><b>第26条 住民投票</b>            市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。            2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。            3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別設置型のため実績なし</li> </ul>

【自治基本条例主な取り組み状況一覧】

条 項	主な取り組み状況
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p><b>第27条 他の自治体等との連携及び協力</b></p> <p>市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌広域圏組合による事業連携</li> <li>・市内大学、食品加工研究センターとの連携(食・健康・情報)</li> <li>・地域医療連携、病院経営連携</li> <li>・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化)</li> <li>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区を北海道や札幌市と連携して推進</li> </ul>
<p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p><b>第28条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</b></p> <p>市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会の設置予定</li> </ul>
<p>第11章 条例の見直し</p> <p><b>第29条 条例の見直し</b></p> <p>市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会において検証予定</li> </ul>

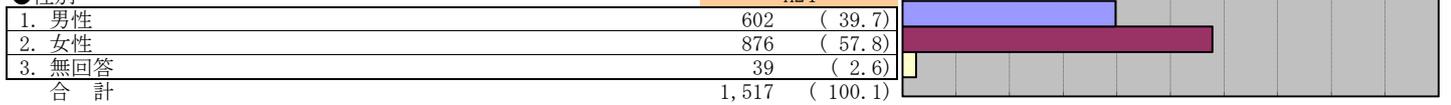
自治基本条例アンケート

(H24単純集計グラフ)

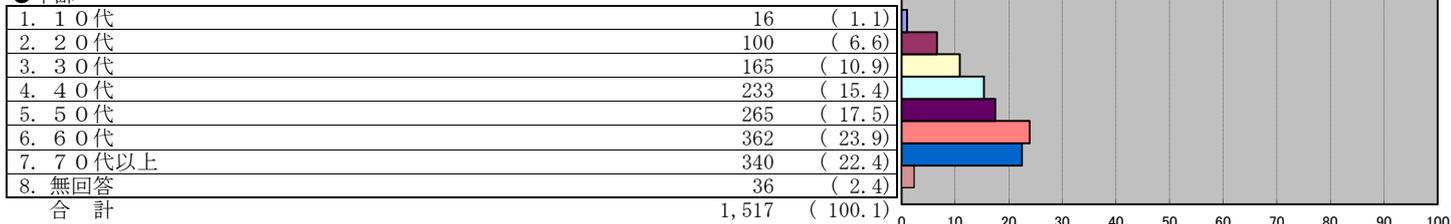
回答率 30.3% 回答者数 1,515  
対象者数 5,000

◆性別・年齢・職種に関する設問

●性別

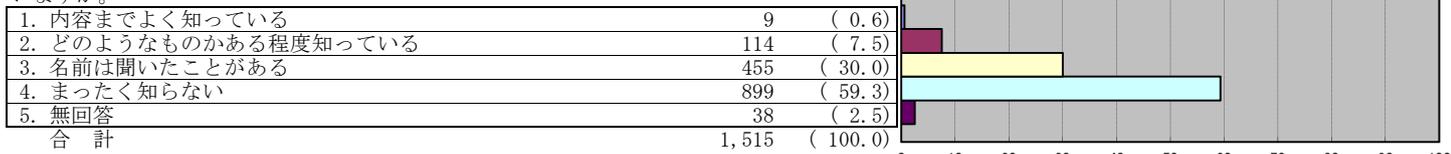


●年齢

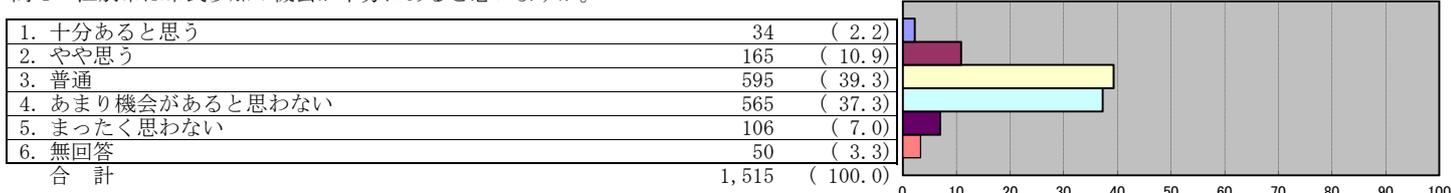


◆自治基本条例に関する設問

問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。

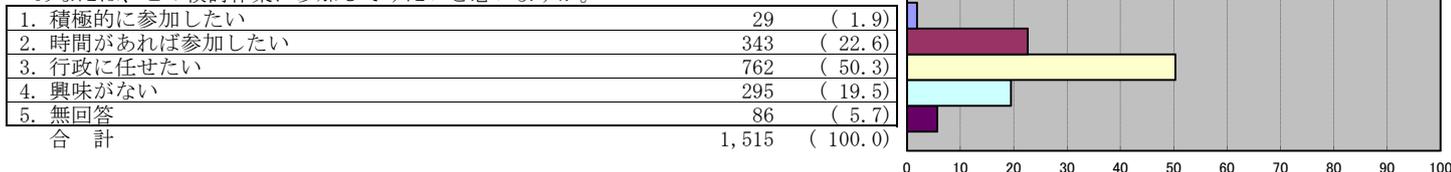


問4 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。



問5 自治基本条例の検討作業は、多くの市民の方々からご意見をいただいで進めたいと考えています。

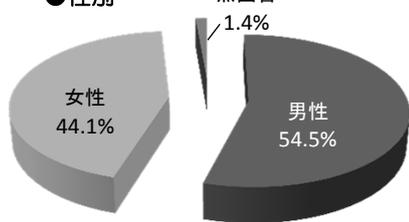
あなたは、この検討作業に参加してみたいと思いますか。



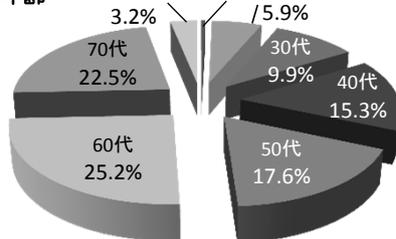
モニター登録者 (アンケート調査6/11締切・モニター登録)

※当初登録者 222名 (7/2現在、2名キャンセル)

●性別



●年齢



●回答方法

